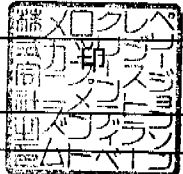


環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成23年2月21日

## 検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

<b>対象プロジェクト名</b>			
ペレット燃料普及による栗駒山麓森林資源活用プロジェクト			
<b>GHG 検証機関</b>			
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社		
担当部署名	審査・検証部門		
責任者名	松井 誉敏		
責任者 E-mail	program@pjrcdm.com		
責任者電話番号	03-5774-9565		
審査員名	審査チームリーダー:山崎純 外部専門家:無 レビュー担当者:松井誉敏		
機関要件への合致	我が国におけるIAFMLAメンバーによる、ISO14064-2に対応するISO14065認定事業において申請が受理されている。		
検証報告書発行日	2011.2.18		
<b>検証結果</b>			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 1.2		
検証期間	2010年12月20日～2011年2月18日		
現地審査	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	期間	2011年1月7日～2011年1月7日

		審査内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回会議:当検証の目的と審査内容、被監査者の役割の確認及びプロジェクトの概要、変更の有無の確認</li> <li>・ 現場ツアー(栗駒木材株式会社):適格性基準への適合状態の確認、適用範囲の確認、木質ペレットの供給施設・貯蔵施設等の確認、木質ペレット製造状況の確認(ペレット原料、電力使用量、製造実績の記録などの確認を含む)、法的適合性の確認、販売データの確認(購買データ)、輸送データ(県外)の確認、文書・記録類の保管・管理、算定データ処理プロセス、リーケージの確認</li> <li>・ 算定結果に係わる確認(日本の森バイオマスネットワーク):モニタリングの適切性(網羅性、実在性、正確性)、日報、集計データなどの原始データとの突合、算定式・パラメータの確認及び検算</li> <li>・ QA/QC実施状況の確認:CO2排出量算定プロセス、モニタリング体制、教育訓練、情報管理、内部監査、計測器管理状況に関する資料閲覧</li> <li>・ 実地検証結果の取りまとめ及び最終会議</li> </ul>			
排出削減・	年度		2008	2009	2010	2011
吸収量	t-CO2	-	* 1	* 1	-	-

検証結果の要約	<p>ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社(以下、「当社」という)は、本制度において日本の森バイオマスネットワーク(以下「事業者」という)が計画し、実施した当該プロジェクトについて、事業者が 2010 年 1 月 18 日から 2010 年 11 月 30 日の間に行ったモニタリング結果を記載したモニタリング報告書 Ver.1.1 における排出削減量に関する情報について検証を行った。検証手続は、本制度における実施規則 Ver.2.5、モニタリング方法ガイドライン Ver.2.3、ポジティブリスト No.E003Ver.3.1 を適用基準とし、妥当性確認・検証ガイドライン Ver.1.2 に定められている検証に関する事項に準拠して行った。</p> <p>この検証業務の基準は、業務のリスクを勘案して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的な保証を得ることを求めている。検証は試査を基礎とし、文書確認及びインタビューを含む現地での確認により行なわれ、モニタリングがモニタリング計画書通りに実施されていることの確認に加え、モニタリング期間中における方法論 No.E003Ver.3.1 における適格性基準への適合状態の維持、法令順守、排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価、モニタリング報告書における記載の検討も含んでいる。これらの手続きにより、当社は意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p>当社は、上記の基準等に基づいた検証の結果、全体の不確実性の計算結果は排出削減量の 5% 未満であること、重要性の量的基準値 5% 未満であることを確認し、事業者が作成した上記モニタリング報告書 Ver.1.1 に記載された排出削減量に関する情報について、全ての重要な点において適正であると認め、「無限定適正意見」を表明する。</p> <p>* 1 : 当該モニタリング期間(2010年1月18日から2010年11月30日)における2009年度及び2010年度内の排出削減量の合算値は、8t-CO2であった。</p>
---------	---

<sup>i</sup> 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。